

## 注 意 事 項

- 1 申請書は、すべてペン又はボールペンで記入してください（消えるボールペンは使用不可）。
- 2 印鑑の登録ができる者は、茅ヶ崎市に住民登録している者です。（ただし、15歳未満の者と意思能力を有しない者は登録できません。）
- 3 印鑑登録申請があったときは、印鑑の登録を受けようとする者に対し文書による照会を行いますので、原則として印鑑の即日登録はできません。ただし、本人が自ら申請する場合であって、表面の本人確認書類（I類）の提示ができる者は、即日登録ができます。提示する本人確認書類は、有効期限内のもので、写真に浮出しプレス、せん孔、公印等による証印のあるもの又は写真を特殊加工してあるものに限ります。
- 4 本人が申請する場合であっても、上記3に記載してある書類がないときは、既に印鑑の登録を受けている者が印鑑登録申請書の保証人欄に署名し、登録を受けている印鑑を押印してある場合に限り、印鑑の即日登録ができます。この場合、保証人が他の市区町村において印鑑の登録を受けているときは、当該印鑑に係る、3か月以内に交付された印鑑登録証明書の添付が必要です。なお、添付された保証人の印鑑登録証明書は返却できません。
- 5 代理人が申請する場合は、印鑑登録申請者が自筆した代理人選任届（委任状）及び代理人が本人である旨を証する書類の提出が必要です。この場合、印鑑の登録を受けようとする者に対し文書による照会を行いますので、印鑑の即日登録はできません。
- 6 登録できる印鑑は、1人につき1個です。
- 7 登録できる印鑑に制限がありますので、職員にご確認ください。

### ＜登録できる印鑑と登録できない印鑑＞

#### (1) 登録できる印鑑

- ア 氏と名を完全に表示したもの
- イ 氏だけを表示したもの
- ウ 名だけを表示したもの
- エ 氏の全部と名の頭文字を組み合わせたもの
- オ 印鑑を正常に押印し、一辺が8ミリメートルの正方形に収まらず、一辺が25ミリメートルの正方形に収まるもの
- カ その他、登録印鑑として適當と認めるもの

#### (2) 登録できない印鑑

- ア 縁がないもの
- イ 縁が摩耗し、又は欠ける等でおおむね3分の1以上脱落しているもの
- ウ 氏名以外の事項を表しているもの
- エ ゴム印、エボナイト印等変形しやすい材質のもの
- オ 極端に図案化された文字で、判読が困難なもの
- カ 印影を鮮明に表しにくいもの（白抜きのもの等）
- キ 同一世帯内のほかの者が登録しているもの、又は同一世帯内で登録済の類似印があると認められるもの
- ク その他、登録印鑑として適當でないと認めるもの

ご不明な点は、茅ヶ崎市市民部市民課までお問い合わせください。

電話 0467-81-7132